

三角港波多マリーナの管理運営に関する協定書（案）

熊本県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、三角港波多マリーナ（以下「マリーナ」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号。以下「条例」という。）第16条の規定により指定管理者に指定された乙が行うマリーナの管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務の範囲）

第2条 甲は、条例第17条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）マリーナにある港湾施設の利用調整及び管理に関する業務
- （2）マリーナにある港湾施設の使用の許可に関する業務
- （3）マリーナにある港湾施設の維持に関する業務
- （4）前3号に掲げるもののほか、指定管理者が港湾施設の管理上必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「三角港波多マリーナ管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳による。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（乙の責務）

第4条 乙は、マリーナが円滑に運営されるよう、条例及び熊本県港湾管理条例施行規則（昭和41年規則第38号）のほか、次に掲げる規程及びこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実に管理業務を履行しなければならない。

- （1）港湾法（昭和25年法律第218号）その他の港湾関係法令
- （2）地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の行政関係法令
- （3）労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令
- （4）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25

年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)その他管理物件の維持管理又は保守点検に関する法令

- 2 乙は、次に掲げる事項に留意し、管理業務を履行しなければならない。
 - (1) 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
 - (2) マリーナの使用に係る許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
 - (3) 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書は、これを適正に管理し、5年間保存すること。次条第1項に規定する指定期間を過ぎた後も同様とすること。
 - (4) 管理業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に努めること。
 - (5) 管理業務の実施に当たっては、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達(グリーン調達)に努めること。
- 3 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

- 第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間(以下「指定期間」という。)は、令和9年(2027年)4月1日から 令和14年(2032年)3月31日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委託料)

- 第6条 管理業務に対する委託料は、無償とする。

(剰余金の取扱い)

- 第7条 乙は、指定期間中における各事業年度(4月1日から翌年3月31日までを1事業年度とする。)終了後において、419,000円又は剰余金[各事業年度の総収入額が当該事業年度の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額(消費税及び地方消費税の相当額を除く。)]の50パーセントに相当する額のいずれか高い額を、甲に納付するものとする。ただし、乙の責によらない要因により収入額が激減した場合は、別途協議するものとする。

(基準価格)

第8条 利用料金制を採り、施設の運営費用が全て利用料金で賄えるため設定しない。ただし、賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合には、運用指針別冊 指定管理者制度導入施設におけるスライド方式運用マニュアルに基づき対応する。

(リスク分担)

第9条 管理業務に関するリスク分担については、別記2のとおりとする。

2 前項のリスク分担に疑義がある場合又は同項に定めるリスク分担以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえリスク分担を決定する。

(事業計画等の提出)

第10条 乙は、事業年度の2月末日までに、当該事業年度の翌事業年度の管理業務に係る事業計画書を甲に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務に係る運営体制
- (2) 管理業務として実施する事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理業務に係る経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 甲は、第1項の事業計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第11条 乙は、毎月終了後10日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 管理月報
- (2) 管理業務として実施した事業の内容及び実績

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項各号に掲げる事項のほか管理業務及び管理業務に係る経理の収支の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第12条 乙は、毎事業年度終了後2か月を経過する日までに管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 港湾施設の利用状況
- (3) 利用料の収入の実績
- (4) 管理業務に係る経費の収支決算

(5) その他甲が必要と認める事項

- 3 甲は、施設の良い状態を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を設定するものとする。
- 4 乙は、第1項の事業報告書と併せ、前項の指標に対する管理業務の進捗状況を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、管理業務に係る経費の収支に関する帳票その他管理業務に係る記録を整備し、常に管理業務に係る経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その求めに応じ状況を報告しなければならない。

(情報公開)

第13条 乙は、施設の管理及び運営に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者としての指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の実施を停止させ、及びこれらにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) この協定に違反したとき。
 - (2) 管理業務の処理が著しく不適當であるとき。
 - (3) 乙の代表者等が指定管理者からの暴力団排除に関する合意書2に定める排除措置の対象者であるとき。
 - (4) 募集要項に定めた参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確實でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど乙が指定管理者としてふさわしくないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がマリーナの指定管理者として管理業務を継続して実施することが適當でないとき。
- 2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに甲の承認を得なければならない。
 - 3 甲は、第1項各号に掲げる場合のほか、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
 - 4 前2項の規定により、この協定が解除され、又は管理業務が廃止された場合における損害の賠償については、甲、乙協議して定める。

(天災等による施設供用の休止等)

第15条 甲は、天災その他やむを得ない事由によりマリーナの施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、当該施設の全部又は一部の供用を休止するため、この指定管理者としての指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の実施を停止させることができる。甲がマリーナを武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で定める避難

施設として指定し、武力攻撃事態等の避難施設として使用する場合についても、同様とする。

- 2 乙は、前項に規定する事由によりマリーナの施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(原状回復義務)

第 16 条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者としての指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった管理物件の全部又は一部を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第 17 条 乙は、管理業務の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は、乙に対して求償権を有するものとする。

(保険契約)

第 18 条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、履行保証保険契約（以下この条において「保険契約」という。）を締結するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、当該保険契約に係る保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。
- 3 乙が第 1 項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(管理業務の再委託の禁止)

第 19 条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、管理業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、管理業務の全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定により乙が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該管理業務の一部に関して、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害とみなす。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記 3 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管理物件以外のマリーナの使用)

第 21 条 乙は、管理物件以外のマリーナの施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第 22 条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者等の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第 23 条 乙は、管理業務に必要な諸規則及び非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ等)

第 24 条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者としての指定を取り消されたときは、円滑に、かつ、支障なく管理業務が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲が、指定期間の満了等により、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

(協定の改定)

第 25 条 マリーナの管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、この協定を改定することができる。

(協議)

第 26 条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年（西暦 年） 月 日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 木 村 敬

乙